

新・宮崎県地震減災計画について

県における地震・津波被害の想定を踏まえ、今後取り組むべきソフト面・ハード面における総合的な減災対策を規定

策定経過

- 平成19年3月 「宮崎県地震減災計画」の策定（日向灘地震、えびの・小林地震を想定）
- 平成23年3月 **東日本大震災の発生**
- 平成25年12月 「新・宮崎県地震減災計画」の策定（南海トラフ巨大地震の想定を追加）
- 以後、適宜見直し（最終改定：令和3年3月）

計画骨子

- 1 県民防災力の向上**
 - ・ 県民の防災意識の啓発
 - ・ 自主防災活動の充実
 - ・ 要配慮者の支援対策の充実
 - ・ 学校における防災教育の推進
 - ・ 企業防災の推進
- 2 住宅・建築物の耐震化、居住空間の安全確保**
 - ・ 住宅の耐震化等の促進
 - ・ 公共建築物等の耐震化の推進
- 3 外部空間における安全確保対策の充実**
 - ・ 地震・津波災害に強いまちづくりの推進
 - ・ 安全・安心な生活環境を確保するための社会資本整備
 - ・ 土砂災害対策等の充実
 - ・ ライフライン対策の促進（電気、ガス、上下水道、通信）
 - ・ 様々な地域的課題への対応
- 4 津波対策の推進**
 - ・ 津波避難場所・避難経路の確保
 - ・ 津波避難に対する普及・啓発
 - ・ 津波情報の迅速・的確な伝達
 - ・ 津波からの避難体制の充実
 - ・ 津波を防御する施設の整備・充実等
- 5 被災者の救助・救命対策**
 - ・ 迅速な救助のための体制強化
 - ・ 災害時医療体制の強化
 - ・ 保健衛生・防疫対策
- 6 県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立**
 - ・ 県の防災体制の充実
 - ・ 市町村の防災対策の充実
 - ・ 国、指定公共機関との連携強化
 - ・ 企業、民間団体との連携強化
 - ・ 広域連携体制の確立

減災目標

- ・ 住宅の耐震化率（約80%）を90%に向上
- ・ 早期避難率（55.5%）を70%に向上

さらなる対策

人的被害（死者数）を
15,000人から2,700人へ

限りなく
ゼロへ!

